

病状説明及び退院に向けた面談等の対応時間について

当院では、良質で安全な医療を提供するため、病状説明及び退院に向けた面談等については、できるだけ患者さんやご家族等のご都合に合わせて行うよう努めているところですが、その一方で、今般、成立しました「働き方改革関連法案」では、医師など職員の健康への影響を考慮し、長時間労働の是正に向けた時間外労働の削減が強く求められております。

つきましては、患者さん及びご家族等の皆さまには、誠に恐縮ではございますが、医師など職員の労働環境を考慮し、緊急時または職員のやむを得ない業務上の事由による場合を除き、病状説明及び退院に向けた面談等の対応につきましては、勤務時間内とさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

関東労災病院長

[病状説明及び退院に向けた面談等の対応時間]

平日 8:15 ~ 17:00

※緊急時または職員のやむを得ない業務上の事由による場合は、この限りではありません